

(仮) 豊田市観光実践計画 2025～2029 策定準備業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

豊田市では、観光産業の発展と地域資源を生かしたまちづくりの推進を実現するため、「豊田市観光実践計画 2021～2024」を策定した。

しかし、2020年からの新型コロナウイルス感染拡大により、宿泊・飲食業をはじめとした観光業の経営状況に著しい影響をもたらした。

このような状況で、ジブリパークの開園、大河ドラマ放映による本市の歴史観光資源の価値の高まり、WRCの開催等、国内外から本市が注目される契機となっており、さらなる観光産業の発展と地域資源を生かしたまちづくりの推進を図る必要がある。

本業務は、観光実践計画 2021～2024 の課題を踏まえつつ、新たな観光資源の活用を踏まえた計画策定のための準備業務を委託する。

2 業務の概要

(1) 業務名

(仮) 豊田市観光実践計画 2025～2029 策定準備業務委託

(2) 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日(金)まで

(3) 業務の内容

(仮) 豊田市観光実践計画 2025～2029 策定準備業務委託仕様書のとおり

3 提案限度額

5,500,000 円 (税込)

4 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

- (1) 公告日において、令和4・5年度の豊田市競争入札参加資格(物品等)を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること(資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありませ

ん。)

(7) 公告日において、次に掲げる条件を満たすこと。

- ア 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有するものであること(ただし、(1)に掲げる豊田市競争入札参加資格者の名簿に登載されたものに限る。)
- イ 平成30年4月以降、官公庁(国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。)発注の業務で元請として以下の業務の履行実績を有する者であること。
 - ・観光振興計画または観光振興に係るアクションプラン策定業務
(1件当たりの税込金額200万円以上)

5 選考日程

(1) 全体スケジュール

10月10日(火)	業者選定審査会による方式の決定
10月11日(水)	事業実施の公告、公表、公募開始
10月11日(水)	業務説明資料等の交付
10月23日(月)	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
10月24日(火)	参加資格確認通知書の送付
10月30日(月)	質問の回答期限
11月6日(月)	提案書等の提出期限
11月9日(木)	ヒアリング実施及び選考委員会開催
11月10日(金)	選考委員会による業者の決定、選考結果通知
11月27日(月)	業者選定審査会による業者の決定
12月6日(水)(予定)	見積徴取
12月7日(木)(予定)	契約締結

(2) ヒアリング

- ア 日時 令和5年11月9日(木) 午前9時から午後5時までのうち指定する25分間(時間は後日連絡する。)
- イ 場所 豊田市役所 西61会議室(西庁舎6階)
- ウ 備考
 - (ア) 提出された企画書等に基づき1社25分(説明10分、質疑応答15分)のヒアリングを行う。
 - (イ) 1社あたりの出席者は3名以内とする。
 - (ウ) 各参加者のヒアリング実施の順番及び時間は、各参加者の参加意思確認書の提出後、商業観光課において決定する。
 - (エ) 全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。
 - (オ) 自己紹介は行わないこと。

6 選考委員

委員長 豊田市産業部商工振興室長

脇迫 博文

委員	豊田商工会議所事業推進部長	丹羽 亮介
	一般社団法人ツーリズムとよた事務局次長	粕谷 忠弘
	一般財団法人古橋会常務理事	古橋 真人
	豊田市産業部商業観光課長	酒井 一裕

7 提案書等の提出

A4サイズ（片面）10枚以内（見積書及び積算内訳書を除く。）に下記内容を記載（提出部数は正本1部、副本7部（社名・ロゴを入れないこと）。ただし、A3サイズ用紙をA4サイズに折り畳み挿入することは可とする（その場合はA3サイズ1枚をA4サイズ2枚とする。）。

(1) 業務経歴

ア 会社概要

イ 平成30年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注の本業務と同種の業務の受託実績一覧
（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等）

ウ 業務担当責任者、主任担当者の業務実績

(2) 企画書

別紙「(仮)豊田市観光実践計画2025～2029策定準備業務委託仕様書」を参考に提案・意見内容は自由とするが、以下の項目に関する事項を記載すること。

ア 業務実施方針

実施方針、業務体制、課題及びその対応、具体的実施方法等

イ 本業務についての提案や意見

(ア) 観光動向調査の分析及び現行計画の評価の提案

(イ) 豊田市観光実践計画2025～2029策定委員会（仮称）の運営支援についての提案

(ウ) (仮)豊田市観光実践計画2025～2029の方向性の提案

(3) 工程計画（スケジュール表）

(4) 見積書及び積算内訳書（1部）

8 評価基準

(1) 下記項目のうち、アを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。アの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が300点に達した者のうち、最高得点の者を最優秀提案者として選定する。

ア 業務経歴等【事務局評価】

(ア) 企業の業務実績（40点）

(イ) 業務担当者等の能力（60点）

イ 業務実施計画等【選考委員評価】

(ア) 業務実施方針（16点）

(イ) 本業務についての提案・意見 ア・イ・ウ（48点）

(ウ) 工程計画（8点）

(エ) 取組意欲（8点）

※評価点（500点）＝ア（業務経歴等（100点））＋イ（業務実施計画等（80点））×5人

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

- (2) 最高得点のものが同点の場合は、見積金額の安価な者を契約の相手方として選定する。
- (3) 提案者が一者の場合でも、各選考委員の採点の合計が300点に達しない者は契約の相手方として選定しない。
- (4) 選考結果通知後の辞退は認めない。

9 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 次に掲げる提案は無効とする。
 - ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案
 - イ 見積金額が提案限度額を超える提案
 - ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - エ 市が示した条件に違反した提案
 - オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (4) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。
- (5) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (7) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
 - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき
- (8) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (9) 本契約の履行結果が優良な場合、本契約に直接関連する令和6年度（仮）豊田市観光実践計画2025～2029策定業務委託について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがある。

別表

資本関係又は人的関係について

<p>(1) 資本関係</p>	<p>① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>(2) 人的関係</p>	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>

<p>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>
--	--